

福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議 新規ホームページおよび新規ロゴ等制作 業務仕様書

1 業務名

福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議 新規ホームページおよび新規ロゴ等制作
業務

2 業務目的

「福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議」（以下、振興会議）は、プログラミング言語 Ruby や先進的なデジタル技術を活用した企業活動を支援することにより、ソフトウェア及びコンテンツ産業のビジネス拡大等を図り、関連産業のさらなる集積を進めることを目的とし、産学官連携の組織として平成 24（2012）年 7 月に設立した。

設立より 1 2 年が経過する中で、IT 技術は、ますます生活に浸透し、様々な産業の基盤になってきた。また、振興会議が期待される役割についても、IT スタートアップの支援や次世代 IT 人材の育成など、設立当初よりも多岐に広がり始めている。このような背景を受け、振興会議は福岡県の IT 産業の振興に長期的に貢献できる組織として、組織の目的や事業内容を見直すとともに、組織名称についても変更することとなった。

本業務においては、見直し後の振興会議（以下、新組織）のロゴマークおよびロゴタイプおよびパンフレット、ならびにホームページを新たに制作するもの。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで

4 業務委託の内容

(1) ロゴマークおよびロゴタイプの作成

新組織のロゴマークおよび新組織名称のロゴタイプ（日英）、ロゴマーク・ロゴタイプの組み合わせ 2 種程度を作成する。なお、作成にあたっては以下の条件を満たすものとし、最終デザインは振興会議との意見交換を踏まえて決定する。

【ロゴマークに求める条件】

- ・新組織の目的や取組等を踏まえたふさわしいデザインであること。
- ・印刷物、ホームページへの掲載など、幅広い用途において活用しやすいものであること。
- ・ロゴマークは未発表かつ自作のものとし、第三者の著作権や商標、その他権利を一切侵害しないものであること。
- ・モノクロで印刷した場合であっても、視認性が高くロゴマークの区別ができるデザインとすること。

【制作物】

- ・ロゴマーク
- ・ロゴタイプ（新組織名称、日英）
- ・ロゴマーク、ロゴタイプの組合せ2種程度
- ・デザインコンセプトの説明資料
- ・ロゴマーク表示色の指定
- ・その他、ロゴマークを使用するにあたって必要な事項等がわかるマニュアル等

(2) パンフレットのデザイン・印刷

新組織の団体概要を説明したパンフレットを制作する。(1)で制作したロゴマークのデザインと調和したものとする。

掲載内容：設立目的、主な取組み、主要事業、組織概要（所在地）等

サイズ：A4サイズ両面フルカラー

印刷部数：5,000部

送付等：60か所程度への送付を含む（県内30か所、県外30か所）

(3) ホームページの制作

新組織のホームページを制作する。(1)で制作したロゴマークのデザインと調和したものとする。ホームページの機能や構成については、既存の振興会議ホームページと同等のものとする。また、新組織のホームページについては、スマートフォンでの画面でも見やすくなるようスマートフォン対応とすること。

振興会議ホームページ

<https://www.digitalfukuoka.jp/>

また、上記の振興会議ホームページについては更新機能やログイン機能を廃した上で、WEB上で閲覧のみできることとする。振興会議ホームページを閲覧のみできるようにする移行作業も業務に含めるものとする。

ホームページの公開は10月1日を予定している。本業務には公開までに発生する管理費なども含めることとし、10月1日以降の保守管理については別途とする。

5 留意点

- ・本業務実施にあたっては、発注者と十分に調整を行った上で進めること。

6 成果物

- ・ロゴマーク等の成果物一式：aiデータ及びPDFデータ形式の印刷用原稿データ
- ・ロゴマーク・ロゴタイプ：JPEG等の画像形式データ
- ・パンフレットのPDF形式データおよび印刷物
- ・新組織のホームページ

7 納入場所

福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議事務局（福岡県商工部新産業振興課内）

※新組織発足後は新組織の事務局

8 その他委託に関する事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、発注者へ提出のこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本協議会と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託で得られた成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、履行確認の時をもって、福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議（新組織発足後は新組織）に帰属する。
また、受託品は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。

9 連絡先

福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議

（福岡県商工部新産業振興課内）

住所：福岡県福岡市博多区東公園 7-7

電話：092-643-3453

FAX：092-643-3421

Mail：info@f-ruby.com